器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」とあるのは、「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.に定める基準に適合すればよいものとし、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80％値までとし、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値までとする。」と読み替えるものとする。

第二百四十七条第一項を次のように改める。

制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の４第２項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添70「制動灯の技術基準」(2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書、5.3.及び別紙１ただし書の規定を除く。)に定める基準を準用する。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、別添70「制動灯の技術基準」2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80％値までとし、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値までとする。」と読み替えるものとする。

第二百四十九条第一項を次のように改める。

方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第６号の技術的な要件（同規則改訂版補足第26改訂版の規則5.（5.5.1.を除く。）、6.及び8.に限る。）に定める基準、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則5.5.3.の規定及び協定規則第50号補足第16改訂版の規則6.5.3.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則6.の規定及び協定規則第50号補足第16改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版の規則10.2.及び協定規則第50号補足第16改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

第二百六十条第一項第一号中「15m（最高速度20km／ｈ以上の第二種原動機付自転車に備えるものにあっては、50m）」を「40m」に改め、同項第三号中「又は淡黄色」を削る。

第二百六十二条第一項第一号中「150m」を「300m」に、「３Ｗ以上」を「５Ｗ以上30Ｗ以下」に、「10㎠」を「15㎠」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第二百六十三条第一項第一号中「30m」を「100m」に、「８Ｗ以上」を「15Ｗ以上60Ｗ以下」に、「10㎠」を「20㎠」に改め、同項第二号中「３倍」を「５倍」に改め、同項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第二百六十五条第一項第一号中「位置」の下に「の前面及び後面」を加え、同項第二号中「(原動機付自転車の両側面に備える方向指示器にあっては30m)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方５°）の平面並びに方向指示器の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

第二百六十五条第二項第三号中「、その指示部の中心において」を削り、「300㎜（光源が８Ｗ以上のものにあっては、250㎜）」を「、その照明部の最内縁において240㎜」に、「150㎜」を「、その照明部の中心において150㎜」に、「又は尾灯」を削り、「場合」の下に「の前方に対して方向の指示を表示するためのもの」を加え、「、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の尾灯」を「方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁」に改め、同項第七号中「(方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第三号の基準中「下方15°」とあるのは「下方５°」とする。)」を削り、「、同項第三号」を「、同項第四号」に、「、すべて」を「、全て」に改める。

第二百七十六条第一項第一号中「15m（最高速度20km／ｈ以上の第二種原動機付自転車に備えるものにあっては、50m）」を「40m」に改め、同項第三号中「又は淡黄色」を削る。

第二百七十八条第一項第一号中「150m」を「300m」に、「３Ｗ以上」を「５Ｗ以上30Ｗ以下」に、「10㎠」を「15㎠」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。